

所得税及び復興特別所得税の確定申告受付を行います

確定申告期間中は、茂原税務署のほか、町においても所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付をしますので、ご利用ください。なお、混雑回避のため「入場整理券」配布方式による入場制限をしますのでご理解とご協力をお願いします。

【受付期間】2月16日(金)～3月15日(金) ※土、日及び祝日を除く

【受付時間】9:00～11:00、13:00～16:00

※混雑回避のため、当日8時30分に「入場整理券」を配布し、受付人数を制限させていただきます。このため、当日来庁されても整理券をお持ちでない方は、受付できない場合があります。※ご来場の際は、入口での検温や消毒液による手指の消毒にご協力ください。

【場 所】役場保健センター2階 小会議室

【持ち物】マイナンバーに係る本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の原本又は写し、印鑑、源泉徴収票等収入のわかるもの、昨年申告書の控え、生命保険・地震保険・国民年金保険料等の支払証明書 等

※還付がある場合、本人の口座情報が必要です。

※土地建物(マイホーム等)や株式等の譲渡などにより、確定申告を行う方は、特例などを受けられる場合がありますので、茂原税務署(TEL0475-22-2166)にご相談ください。

※提出のみの方は、税務住民課税務班(3階⑦窓口)の窓口にお越しください。

【内 容】役場職員による申告受付 【問合せ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

町県民税の申告をお願いします

令和6年1月1日現在において御宿町に住所を有し、令和5年中に次の(1)～(3)のいずれかに該当される方は、町県民税の申告が必要となります。なお、町県民税の申告用紙は1月末までに送付します。

(1) 給与所得者で次に該当する方

- ・給与の他に営業、農業、年金等の所得のある方
- ・2か所以上から給与を受けている方
- ・勤務先の事業所等から「給与支払報告書」が役場に提出されていない方

(2) 営業、農業などの事業を営んでいる方

(3) 年金、不動産、報酬、山林、譲渡等の所得のある方

※令和5年中に所得のない場合でも、所得の証明が必要な方や国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方は、町県民税の申告が必要となります。

(未申告の場合は、国民年金保険料免除申請をする際や国民健康保険等の加入者は国民健康保険税の軽減、高額療養費の区分判定等に影響があります。)

※税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する方は、町県民税の申告は必要ありません。

【受 付】申告用紙送付後、随時受付を行います。

受付時間 8:30～17:15 ※土、日及び祝日を除く

【場 所】税務住民課 税務班(3階⑦窓口)

【持ち物】マイナンバーに係る本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の原本又は写し、源泉徴収票等収入のわかるもの、申告用紙(1月末頃に送付予定)、生命保険・地震保険・国民年金保険料等の支払証明書 等